第二条の十一第一項の表第一号中「つど」を「都度」に改め、同表第二号イ中「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に、同号ロ及び同号トから同号リまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第七号ロ、同号ハ及び同号ホから同号リまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中イからハまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号中イからニまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号ロ及びハ中「つど」を「都度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　警報装置から発せられた警報に係る条各号に掲げる核燃料物質の内容（令第四十一条第一項第一号に規定する核燃料物質の内容をいう。）の区分	その都度	一年間

第二条の十一第七項中「第四号イからニまで」を「第五号イからニまで」に改める。

第二条の十二第一項第二号中「放射線業務従事者に対する」を「使用施設等の放射線業務従事者に対する」に改め、同項第十一号「処置」の下に「（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）」を加える。

第二条の二第四号中「六ふっ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改め、同条第五号中「プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物」を「核燃料物質（前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵は、核燃料物質」に、「その他プルトニウム又はその化合物」を「その他核燃料物質」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六　核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

第二条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号中イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改める。

第二条の四第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に、「表第三号」を「表第四号」に、「副本二通」を「写し二通」に改める。

第二条の五第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通（使用施設等のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第六条の十第二号中「に関し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするとき（次号に掲げる場合を除く。）」を「のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」に改め、同条第三号中「しゃへい機能その他の使用施設等の安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき」を「遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」に改め、同条第四号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同条第八号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰（せき）」を「堰」に改め、同条第十号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加える。

第九条中「、副本一通及び写し一通」を削る。

第十条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第十一条中「第二条第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

別記様式第一の四裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第43条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３～５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑